

『タガヤセ、タブセ。』体験ツアーを開催します 問経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

町外在住で農業に関心のある人を対象とした田布施お試し農業移住体験ツアーを2日間開催します。

町の振興作目であるイチジクやアスパラガスの作業体験のほか、農業者や地域おこし協力隊、移住者との交流会も企画しています。具体的な就農支援制度の相談も受け付けます。町外在住で農業に関心のあるお知り合いの人がいれば、ぜひお声かけください。

※家族など2～3人のグループでの参加に限定します。

◇開催予定日

8月17日(土)～18日(日)

9月7日(土)～8日(日)

◇申込締切 8月9日(金)

◇参加費

2,000円(交通費補助あり)



『乳幼児・こども医療』『ひとり親家庭医療』の更新手続を

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

■乳幼児・子ども医療費助成の更新および新規申請

今年度から乳幼児・子ども医療費助成制度の更新は自動更新となります。すでに登録をしている人は所得判定を行い、7月末ごろに受給者証(所得超過の場合は通知書)を送付します。また、所得状況が確認できない人については、別途案内を送付します。

◇受付期間 随時受付

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

◇必要なもの(新規申請のみ)

- ・健康保険証(子どもの名前が記載されているもの)
- ・印鑑
- ・平成31年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの(平成31年度の課税所得証明または平成31年度の町県民税特別徴収税額通知書)

※平成31年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

■ひとり親家庭医療費助成の更新および新規申請

対象の世帯には申請書を送付します。受付期間内に町民福祉課(③④窓口)にて更新手続をしてください。

◇受付期間 7月10日(水)～31日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

◇必要なもの(更新および新規申請)

- ・健康保険証(世帯全員の名前が記載されているもの)
- ・印鑑
- ・平成31年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの(平成31年度の課税所得証明または平成31年度の町県民税特別徴収税額通知書)

※平成31年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

『乳幼児・こども医療費助成制度』とは？

0歳～小学校6年生までのお子さんの医療費の一部を助成する制度です。所得要件や配偶者の離職による特例があります。詳細はお問い合わせください。

(所得要件)

父母の平成31年度の市町村民税所得割額の合計が13万6,700円以下の方が対象。ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父母の所得判定額に加算し判定。

『ひとり親家庭医療費助成制度』とは？

18歳までのお子さんを養育するひとり親世帯の父・母・養育者とお子さんの医療費の一部を助成する制度です。所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

(所得要件)

世帯の平成30年度の市町村民税所得割が非課税の世帯が対象。ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。